

2 令和2年度後期技能検定について

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、令和2年度後期技能検定は以下の通り実施します。

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底

試験会場ではマスクを着用し、手洗い、アルコール消毒等の感染防止対策を実施のうえ、受検することとなります。

また、試験当日及び試験日前2週間における体調の報告、確認（※）など検定試験における安全衛生の確保等の観点から受検者には別途対応を依頼する場合があります、受検者がその指示に従わない場合には検定試験の受検を断ることがあります。

※（ア）平熱を超える発熱

（イ）咳、のどの痛みなどの風邪の症状

（ウ）だるさ（倦怠感）、息苦しさ

（エ）嗅覚や味覚の異常

（オ）身体が重く感じる、疲れやすい等

（カ）新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無

（キ）同居家族や身近な知人の感染が疑われる方の有無

（ク）過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国等の在住者との濃厚接触の有無

(2) 受検申請等は、原則郵送での取扱

技能検定受検申請書等の請求及び受検申請は、原則郵送での対応となります。

当協会に直接申込してください。 電話：075（642）5075番（内線2番）

(3) 受検制限

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、すべての職種・作業において受検制限を実施する可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症が収束せず試験会場や試験係員を確保できない場合、試験を中止する場合がありますのであらかじめご了承ください。

なお、中止等（自己都合による場合は除く）に伴い、受検が出来なくなった場合、受検手数料については返金します。

(4) 令和2年度前期実施職種の一部公示

令和2年度前期に中止した職種・作業の一部も実施します。